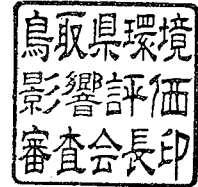


鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取県環境影響評価審査会長 佐野 淳之



(仮称)鳥取風力発電事業及び(仮称)鳥取西部風力発電事業の計画段階環境配慮書に係る
審議結果について(報告)

平成29年9月7日付けで提出のあった(仮称)鳥取風力発電事業及び(仮称)鳥取西部風力発電事業の
計画段階環境配慮書について審議した結果、下記のとおり知事意見として述べるべき事項についての所見を
得ましたので報告します。

記

1. 『(仮称)鳥取風力発電事業』及び『(仮称)鳥取西部風力発電事業』に共通の事項
【総括的事項】

番号	意見	意見の理由等
1	大規模な事業計画であることから、風車の取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置や工事の実施等により、重大な環境影響を及ぼすおそれがある。については、あらかじめこれらによる重大な環境影響の有無について計画段階配慮事項として検討すること。	現在の事業計画規模は、国内で稼働中の最大規模の風力発電所を大きく上回る規模であり、本事業においては、取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置や工事の実施も大規模になると見込まれるが、これらに対する検討が行われておらず、計画段階における環境配慮が十分に行われていないとはいいがたい。
2	今後の手続において、事業実施に伴うあらゆる環境影響を想定し、漏れのない、極めて慎重な環境影響評価を実施すること。	事業規模を勘案すれば、極めて慎重に予測評価を実施し、適切に環境保全措置を講じなければ、事業の実施により重大な環境影響を及ぼす可能性が懸念される。
3	環境影響評価の実施に当たり、予測評価の不確実性を増大させる要因を最大限排除すること。	十分な実績のある機種、あるいは実績のない最新機種等であっても十分信頼出来るデータのある機種を採用するなど、予測の不確実性を可能な限り排除しなければ、想定外の重大な環境影響を生じるおそれがある。
4	事業計画の検討にあたり、配慮段階において収集した情報や得られた環境保全の見地からの意見、及び番号1により追加検討した事項等を適切に事業計画に反映させること。	配慮書手続の趣旨の再確認。 また不足する計画段階配慮事項について、適切に検討され、適切に事業計画に反映される必要がある。
5	事業計画の検討にあたり、各環境要素への影響を可能な限り回避・低減するような事業計画となるよう最大限努力すること。	各環境要素に対し、十分な配慮と最大限の努力が必要。
6	事業の位置・規模の検討経過等を、方法書へ適切に記載すること。	方法書以降の手続において、配慮書に対する意見等への対応状況を確認するため。
7	事業計画の熟度が低い現段階であっても、環境要素に応じ、十分な範囲の周辺の地域住民、土地所有者、事業者等の関係者に対して、積極的かつ速やかに情報提供すること。	住民等とのコミュニケーションの重要性に言及。 本事業地周辺には住居及び、学校、福祉施設、又は農地等が多数存在するため、関係者に対する十分な配慮が必要。 なお、情報提供は事業の熟度が低い現段階であっても適時実施し住民等の事業に対する理解醸成に努めることが必要。
8	説明会の開催その他の方法により、地域住民等から意見を聴取する機会を適切に設定すること。	
9	地域住民等からの意見や要望に対して、十分な説明や誠意ある対応をすること。	

10	事業実施に係る各環境要素の調査・予測の手法及び評価の指標等について、特に配慮すべき施設や人の存在なども踏まえて十分に検討し、適切に設定するとともに、その設定根拠等について方法書に詳細に記載すること。また、予測の手法や評価の指標は最大限安全側に立って設定すること。	適切な調査・予測の手法及び評価の指標の設定の際、学校、保育所、児童養護施設、福祉施設等の特に配慮すべき施設やそこで居住あるいは活動する人々の存在なども踏まえて適切に設定することについて言及。また、事業規模が大きく、番号3に示すような予測の不確実性による想定外の影響に備えるため、環境影響評価は最大限安全側に立って実施される必要がある。
11	極めて多数の風車が事業実施想定区域内に建設される計画であり、区域内はもちろん、周辺地域にも複数の風車による複合的な影響が強く懸念される。各環境要素について、全ての風車が最大で稼働した場合における複合的な影響について、適切に調査・予測・評価を実施すること。	36基もの風車が同時に稼働した場合に極めて重大な複合的影響を受けるおそれがある。その状況を想定して適切に調査・予測・評価が実施されなければ、重大な環境影響を回避・低減できない。
12	今後の事業計画の検討の過程で、重大な環境影響が確認された場合は、事業規模、基数の大幅な縮小や事業の廃止を含めた計画の見直しを検討すること。	現時点で明らかでない環境影響が確認された場合の対応の選択肢として、事業規模の縮小や、場合によっては事業の廃止も検討の対象とすることが必要。

【大気質、騒音及び超低周波音、振動】

番号	意見	意見の理由等
13	配慮書において、騒音にかかる「重大な環境影響を回避または低減できる可能性が高い」と評価できる根拠が不十分と見込まれるので補強すること。また、補強できない場合は、重大な影響を生じる可能性があるものとして事業規模等の見直し等、計画を再検討すること。	36基もの風車が設置されること、設置される風車が国内において実績のない極めて大型のものであること、複数の風車による複合的な影響等を踏まえると、シミュレーションの予測結果にも相当程度の不確実性が含まれることが考えられる。そのような中で、配置や機種を検討することのみで騒音の重大な影響を回避・低減できるとするのは、根拠が十分でないと言わざるを得ない。
14	工事車両の走行や建設機械の稼働による排ガス、騒音、振動について、可能な限り影響を回避・低減するような工事計画を設定すること。	本事業では工事規模も相当程度大きくなることが見込まれる。工事車両は民家の近くを走行することが考えられる。また、取付道路の設置作業などでは民家付近で建設機械が稼働することが想定され、適切な配慮がなされなければ重大な影響を及ぼす可能性がある。
15	事業計画の検討に当たり、住居等との距離の十分な確保や、実績のある、あるいは信頼出来るデータが公表されている低騒音型の機種の選定などにより、可能な限り影響を回避することを求める。	事業実施想定区域周辺には住居が多数存在するため、風車の稼働による騒音・超低周波音による影響が懸念される。また、現計画は極めて大型の風車を想定しており、実績のある、あるいは信頼出来るデータが公表されている機種の選定等により予測に不確実性を可能な限り低減する必要がある。
16	騒音の予測に当たっては、地形を考慮し、また複数の風車による複合的な影響を含めた最大影響について極めて慎重に調査・予測を実施すること、及びその結果に基づき、住居等への影響を確実に回避すること。	36基もの風車による複合的な音の影響が住居等に及ぶことは確実に回避される必要がある。

【水環境】

番号	意見	意見の理由等
17	工事の実施に伴う濁水の発生等による周辺の水環境への重大な影響が懸念されることから、配慮書段階において改めて調査・予測・評価を実施し、その結果、重大な環境影響を及ぼすことが予想された場合は、現計画を見直すこと。	工事の実施に伴う周辺の水環境への重大な影響が懸念されるにも関わらず、現時点で調査・予測・評価の実施がなされていない。

18	周辺の水源として利用されている河川及び地下水等について、適切に調査・予測・評価を実施したうえで、可能な限り影響を回避するような事業計画とすること。	水道等の水源への利用に影響が生じないよう、また、水生生物の生息地が適切に保全されるような配慮が必要。
----	---------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------

【地形・地質、風車の影】

番号	意見	意見の理由等
19	風車の取付ヤードや取付道路の設置に伴う地盤の安定性の変化について調査・予測・評価の対象とすること、及びその結果を踏まえた適切な環境保全措置を実施すること。	大規模な土地の形状の変更により、土砂崩壊や地すべりのリスクが増大することが懸念される。
20	風力発電機が住居等よりも標高が高い位置に建設された場合、風車の影の影響範囲がより遠距離まで及ぶおそれがあるため、今後の事業計画の検討においては、この点も踏まえて、周辺の住居等との十分な距離の確保などにより、可能な限り影響を回避すること。	風車は尾根等高い位置に建設される可能性があり、その場合、風車の影は、平地に設置された場合に比べてより影響範囲が広いことが懸念される。

【動物・植物・生態系】

番号	意見	意見の理由等
21	配慮書段階における工事の実施、取付ヤード・取付道路の設置等による動植・植物・生態系に対する重大な環境影響の有無について改めて調査・予測・評価を実施し、その結果、重大な環境影響を及ぼすことが予想された場合は、現計画を見直すこと。	工事の実施、取付ヤード・取付道路の設置等に伴う動物・植物・生態系への重大な影響が懸念されるにも関わらず、現時点で調査・予測・評価の実施がなされていない。
22	事業実施想定区域周辺では、猛禽類をはじめ、様々な鳥類の生息や渡りの情報が確認されていることから、鳥類に関する調査・予測・評価の実施により、これらへの影響を最大限回避すること。	事業計画地周辺には、様々な鳥類の生息情報等があり、バードストライクを回避するための適切な対応が必要。
23	事業の影響は実施区域周辺にも及ぶことも踏まえて、動物・植物・生態系への影響評価を行うのに十分な調査範囲、調査時期等を考慮した調査・予測・評価を実施すること。	事業の実施による直接改変により影響を受ける可能性があるほか、影響はその周辺まで及ぶと考えられる。

【景観、人と自然との触れ合い活動の場】

番号	意見	意見の理由等
24	本事業においては、風車の取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置による景観への重大な影響も懸念されることから、これらによる景観への影響を調査・予測・評価し、その結果、重大な環境影響を及ぼすことが予想された場合は、現計画を見直すこと。	本事業では、風車の取付ヤードや取付道路等の付帯設備も大規模になると見込まれ、これによる景観への重大な影響を及ぼすことが懸念される。
25	主要な眺望景観からのみでなく、民家が集積している地区や住民が日常的に利用する主要な場所・施設等からの景観について、また、日中のみでなく夜間における景観についても予測・評価を実施すること。	配慮書においては、主要な眺望点からの景観のみに配慮している。また、夜間の景観については言及されていない。
26	住民にとっての日常的な景観についての調査・予測・評価にあたっては、風車の設置が近隣住民に心理的圧迫感を与えるような景観とならないよう、慎重に実施すること。	36基もの風車は、近隣の住民の日常の景観を大きく変貌させることが懸念され、またその配置は適切に検討されなければ、住民にとって大きな圧迫感を生じさせることが懸念される。

【その他】

番号	意見	意見の理由等
27	事業実施想定区域内及びその周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するほか、未知の埋蔵文化財が存在する可能性もあるため、あらかじめ関係機関と協議及び調整を行うこと。	想定区域内においても周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する。
28	事業実施想定区域内には保安林、周知の埋蔵文化財包蔵地等が内在している。風力発電事業との併存に困難があると見込まれるエリアを事業地として選定しないなど、適切に対応すること。	直接改変及び施設の稼働による影響を受ける可能性がある。
29	平成 29 年度末に鳥取県ドクターヘリの運航開始を目指し、導入準備が進められている。ドクターヘリがランデブーポイントとして想定している場所の確認など関係機関と十分調整し、ドクターヘリの運航に影響を及ぼすことがないように、計画を検討すること。	事業実施想定区域は、ドクターヘリの活躍する場面も多いと考えられる地域であり、ドクターヘリの運航に影響を及ぼすことがないように、適切に配慮される必要がある。

2 『(仮称)鳥取風力発電事業』または『(仮称)鳥取西部風力発電事業』それぞれの個別事項

【(仮称)鳥取風力発電事業において配慮すべき環境影響・地域特性等】

番号	意見	意見の理由等
30	事業実施想定区域の周辺において、他事業者による「(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業」が環境影響評価の途中でため、各環境要素に係る累積的な影響の予測評価に必要な情報の収集、及び予測・評価を実施すること。	周辺で実施が計画される他事業との累積的な影響について検討される必要がある。
31	水質について、事業実施想定区域周辺には、鳥取県の三大湖沼である湖山池や吉岡温泉などが存在している。県内の観光資源としても重要な、これらの地域の水環境に影響を及ぼすことがないように、適切に調査・予測・評価を実施し、影響を回避すること。	工事の実施による濁水の影響は、湖山池や吉岡温泉といった地域の観光資源に影響を及ぼすおそれがある。
32	地形・地質について、事業実施想定区域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークに認定されているエリアであることから、重要な地形・地質について影響を受けるおそれがある環境要素として選定すること。 また、当該区域内には鹿野断層、岩坪断層といった既知の断層が存在することから、風車の耐震性をはじめとする必要な対策を行うこと。	配慮書において、重要な地形・地質は確認されておらず、配慮事項に選定しないこととされている。 また、実施想定区域内に既知の断層が存在することを踏まえて、適切な対策が取られることが必要。
33	動物・生態系について、事業実施想定区域周辺では過去に希少猛禽類であるイヌワシの生息情報があるほか、クマタカ、オオワシなどの生息情報もある。また事業実施想定区域内の一部は鳥獣保護区に指定されている。このような地域である事を踏まえ、希少種の生息状況等を慎重に調査・予測・評価し、影響を回避すること。	事業実施想定区域周辺では、過去に希少猛禽類であるイヌワシの生息情報があり、これに対する適切に配慮されることが必要。 また、事業実施想定区域の一部が鳥獣保護区に指定されていることを踏まえた調査・予測・評価の実施が必要。
34	景観について、鳥取市では市域全体を景観計画地域の対象とし、景観作りの基準を策定しているため、事業計画の検討において、関係機関と協議及び調整を行うこと。 また、風力発電機の視認の可能性がある眺望点には山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク認定の際にジオサイトとして評価された地点もあるほか、安蔵公園は星空観測の適地とされる地域であるため、これらの点を踏まえて調査・予測・評価を実施すること。	鳥取市の景観計画、景観作りの基準について言及。 また、特に鹿野城跡公園とその城下町は、ジオパークのエリア拡大が認められた際のジオサイトとして評価されている。 また、夜空の暗さ日本一になったことのある安蔵公園における夜の景観にも重大な影響が考えられることから適切な配慮を求める。

【(仮称) 鳥取西部風力発電事業において配慮すべき環境影響・地域特性等】

番号	意見	意見の理由等
35	<p>水質について、根雨水源地、福岡水源地等の水道水源の存在や、野上川、須鎌川など、農業用水としても取水されている河川の存在、また多くの観光客が訪れる観光施設「とっとり花回廊」においては、花の育成・管理のため地下水を使用している状況があることなどを踏まえ、これらの地域の水環境に影響を及ぼすことがないよう、適切に調査・予測・評価を実施し、影響を回避すること。</p>	<p>地域で活用される水源に影響を及ぼすおそれがある。</p>
36	<p>地形・地質について、事業実施想定区域には、学術上また景観上優れた地形を形成している金華山自然環境保全地域が含まれているが、当該地域を改変しないような事業計画とすることを求める。</p> <p>また、事業実施想定区域の近傍では、平成12年の鳥取県西部地震において、震央となった地点が存在するため、風車の耐震性をはじめとする必要な対策を行うこと。</p>	<p>自然環境保全地域として指定されているエリアは、その指定の趣旨に照らし、適切に保全が図られる必要がある。</p> <p>また、事業実施想定区域近傍は、平成12年の鳥取県西部地震において、震央となった地点が存在することを踏まえて、適切な対策が取られることが必要。</p>
37	<p>動植物・生態系の保全について、事業実施想定区域に含まれる南部町は、その全域が環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている。また、計画地周辺の河川に、重要種であるアカヒレタビラの確認情報がある。このような地域特性を踏まえ、慎重に調査・予測・評価を実施し、影響を回避すること。</p>	<p>南部町の全域は「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されていることや、計画地周辺の河川に、重要種であるアカヒレタビラの確認情報などの地域特性を踏まえて調査・予測・評価が実施される必要がある。</p>
38	<p>景観について、事業実施想定区域周辺には、県内有数の観光資源である大山をはじめとする国立公園や、多くの観光客が訪れるとっとり花回廊などの観光施設が存在しており、そこからの景観、および大山を臨む景観について、調査・予測・評価を実施し、影響を回避・低減すること。</p>	<p>県内でも有数の観光資源である大山をはじめとする国立公園や、とっとり花回廊の存在を踏まえて景観に対する調査・予測・評価が実施される必要がある。</p>

